官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第三条第五項において準用する同条第四項の規定に基づき、名簿から抹消された公告国際テロリストを公告する件（国家公安委六）　一
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件（外務八三）

その他告示

○国家公安委員会告示第六号

次の公告国際テロリストが、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等により設置された委員会の作成する名簿から抹消されたので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第五項において準用する同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月五日

国家公安委員会委員長　赤間　二郎

1　氏名　レバントの人々のためのアル・ヌスラ戦線（AL-NUSRAH FRONT FOR THE PEOPLE OF THE LEVANT（original script：جبهة النصرة لأهل الشام））

名簿に記載された年月日　2014年５月14日（2017年６月７日、2018年６月５日及び2021年12月29日に改訂）

名簿記載者公告番号　ＱＥ―61

○外務省告示第八十三号

平成十三年外務省告示第三百三十二号及び令和七年外務省告示第四百三十三号を含む関連の告示に関し、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号、第千九百八十八号、第千九百八十九号及び第二千二百五十三号に基づき設立された各理事会委員会が令和八年二月二十七日に行った決定等に基づき、同理事会決議第千二百六十七号4（b）、第千三百三十三号8（c）、第千三百九十号2（a）、第千九百八十八号1（a）、第千九百八十九号1（a）、第二千二百五十三号2（a）及び第二千二百五十五号1（a）に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を次のように改正する。

令和八年三月五日

外務大臣　茂木　敏充

別表の644.を次のように改める。

644.　削除

（別表）